

日病薬発第21-209号

平成21年10月28日

会 員 各 位

社団法人 日本病院薬剤師会

会 長 堀 内 龍 也

医療法上広告可能な専門薬剤師制度の創設を目指して

平素より社団法人日本病院薬剤師会の運営にご高配を賜り御礼申し上げます。

本会では、近年の高度化する医療の進歩に伴い、薬剤師の専門性を生かしたより良質な医療を提供するという社会的要請に応えるため、高度な薬物療法等に対応できる知識・技術を備えた薬剤師を養成することを目的として、平成17年度に専門薬剤師認定制度（以下、制度）を創設いたしました。

現在では、がん、感染制御、精神科、妊婦・授乳婦、HIV感染症の領域で専門薬剤師及び認定薬剤師を養成する制度になりました。

これらの専門薬剤師、認定薬剤師がさらに国民に広く認知されるためには、専門性資格を医療法上広告できるようにすることが必要であると考えておりますが、本会が行っている制度では、法律上の要件を満たすことは出来ません。

専門性資格を医療法上の広告できる資格とするためには、認定母体が法人格を有する学会であることが必須要件となっており、一般社団法人日本医療薬学会（以下、医療薬学会）にその制度を移管することが広告できる唯一の方策であることが明らかとなり、医療薬学会へ制度の移管することの検討をお願いしていたところです（平成21年2月18日付日病薬発第20-642号）。

円滑な移管に向けて両団体で協議を続けて参りましたが、医療薬学会が医療法上広告可能ながん専門薬剤師認定制度を創設する事で合意致しました（平成21年10月1日付医療薬学発第21-46号）。今後医療薬学会から厚労省医政局に医療法に基づく広告できるがん専門薬剤師制度として申請することになります。

理事会の決定をふまえて、本会は、本会の実施するがん専門薬剤師制度について医療薬学会に11月1日をもって移管することにいたしました。詳細は別紙を御覧戴きたいと思いますが、特に日本病院薬剤師会の認定したがん専門薬剤師・認定薬剤師、さらにはこれからこれらを取得しようとしている方々に極力不利にならないよう協議をおこないました。

また、がん薬物療法認定薬剤師制度は本会が継続する事に致しました。本会のがん専門

薬剤師制度は5年間継続する事に致しますが、試験は2010年3月7日で終了し、認定はこの試験に基づく認定（2010年5月頃を予定）をもって終了いたします。他の専門薬剤師制度の移管については今後両方で検討して参ります。

会員の皆様には、制度移管に伴う様々な問題点や、疑問点があることと思います。これらの点につきましては、本会として精一杯対応していくこととしております。

なにとぞ、本制度の移管につきましてご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。